

令和7年度浦添市集団指導 高齢者虐待防止について

R8.2.17(火)

いきいき高齢支援課

在宅支援係 仲地李乃

表記について

表記	正式名称
高齢者虐待防止法	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
国マニュアル	市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について (令和7年3月 厚生労働省老健局)

高齢者虐待とは

高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること。

(国マニュアルP5)

〈高齢者虐待防止法第2条第3項〉

この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

● 養護者とは…

高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの。

(高齢者虐待防止法第2条第2項)

＝ 高齢者の日常生活において何らかの世話をする者

※同居しているかどうかは問わない。

● 養介護施設従事者等とは…

「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する者。

高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人居宅生活支援事業 	<p>「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する者※</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>※直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含む。</p> </div>
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業 	

(高齢者虐待防止法第2条第5項)

(国マニュアルP4)

高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲

養介護施設従事者等に該当しない施設等（有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅等）については、高齢者虐待防止法上の養介護施設従事者等による虐待の規定は適用されない。

提供しているサービス等に鑑み「高齢者を現に養護する者」による虐待と考えられる場合は「養護者による高齢者虐待」として対応していく。

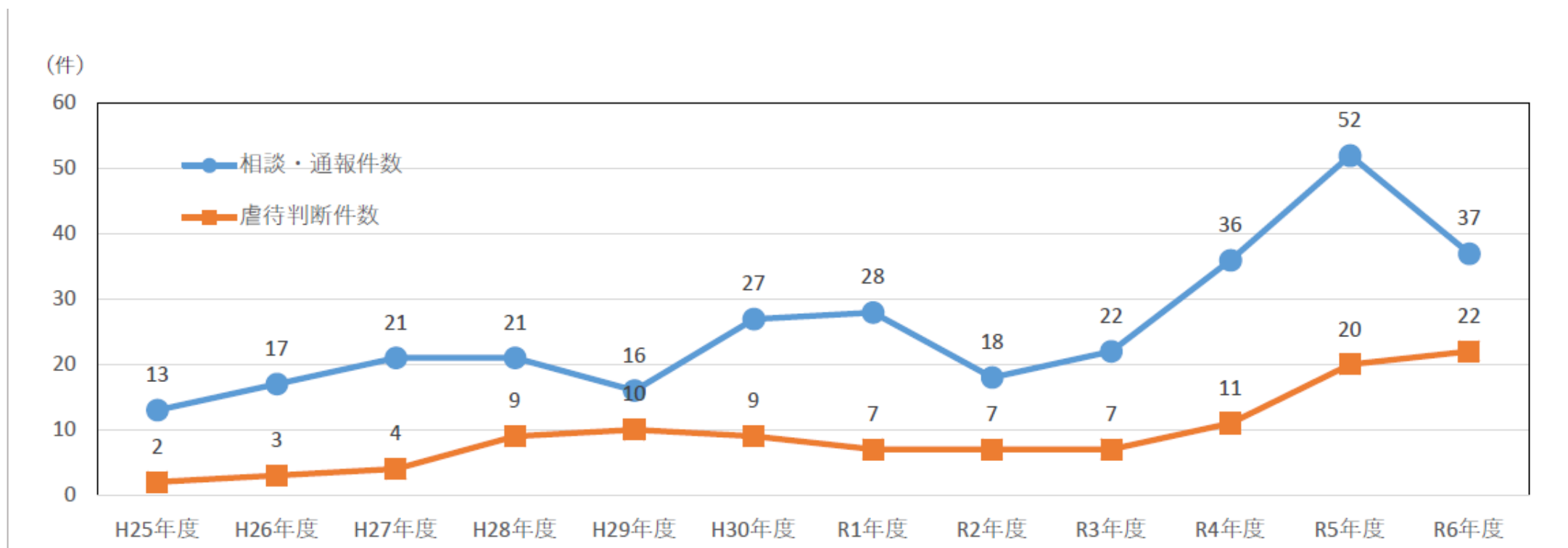
高齢者虐待防止法に定める虐待の類型

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他の当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の現状（沖縄県）

令和6年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果[沖縄県の状況]より抜粋

（1）相談・通報件数と虐待判断件数の推移



養介護施設従事者等による高齢者虐待の現状（沖縄県）

令和6年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果[沖縄県の状況]より抜粋

（2）虐待発生要因

	内容	件数
1) 運営法人の課題	経営層の虐待や身体拘束に関する知識不足	11
	経営層の現場の実態の理解不足	18
	業務環境変化への対応取組が不十分	16
	経営層の倫理観・理念の欠如	13
	不安定な経営状態	8
	その他	3

養介護施設従事者等による高齢者虐待の現状（沖縄県）

令和6年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果[沖縄県の状況]より抜粋

（2）虐待発生要因

2) 組織運営上の課題	職員研修の機会や体制が不十分	12
	虐待防止や身体拘束廃止に向けた取組が不十分	12
	介護方針の不適切さ	18
	高齢者へのアセスメントが不十分	19
	事故や苦情対応の体制が不十分	15
	チームケア体制・連携体制が不十分	12
	職員の指導管理体制が不十分	17
	職員同士の関係・コミュニケーションが取りにくい	18
	職員が相談できる体制が不十分	13
	開かれた施設・事業所運営がなされていない	15
	業務負担軽減に向けた取組が不十分	17
	その他	0

養介護施設従事者等による高齢者虐待の現状（沖縄県）

令和6年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果[沖縄県の状況]より抜粋

（2）虐待発生要因

3) 虐待を行った職員の課題	職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足	13
	職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足	18
	職員の倫理観・理念の欠如	19
	職員のストレス・感情コントロール	15
	職員の性格や資質の問題	13
	職員の業務負担の大きさ	11
	待遇への不満	6
	その他	0

養介護施設従事者等による高齢者虐待の現状（沖縄県）

令和6年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果[沖縄県の状況]より抜粋

（2）虐待発生要因

4) 被虐待高齢者の状況	介護に手が掛かる、排泄や呼び出しが頻回	18
	認知症によるBPSD（行動・心理症状）がある	13
	意思表示が困難	2
	医療依存度が高い	12
	職員に暴力・暴言を行う	11
	他の利用者とのトラブルが多い	4
	その他	0

養介護施設従事者等による高齢者虐待の現状（沖縄県）

- 虐待事案は増加傾向にある。
- 虐待の発生要因は多岐にわたり、虐待を未然に防ぐためには、事業所・施設の職員全体で関わることが重要。

高齢者虐待防止法に基づく浦添市の対応体制について

- 養護者による高齢者虐待
⇒ 浦添市地域包括支援センター
- 養介護施設従事者等による高齢者虐待
⇒ 浦添市いきいき高齢支援課、沖縄県地域包括ケア推進課

もしかしたら？

と思ったら迷わずご相談ください。

あなたの勇気ある行動が、
困っている高齢者を助ける第一歩になります。

しない、させない、高齢者虐待。



暴力だけでは
ありません。

経済的虐待

性的虐待

心理的虐待

ネグレクト(放任・放棄)

高齢者虐待の相談は...

浦添中学校区	浦添市地域包括支援センター さっどん	877-3103
港川中学校区	浦添市地域包括支援センター みなとん	876-3710
神森中学校区	浦添市地域包括支援センター ていだ	870-0150
浦西中学校区	浦添市地域包括支援センター ゆいまる	917-5320
仲西中学校区	浦添市地域包括支援センター ライフサポート	875-2560
浦添市役所	いきいき高齢支援課 在宅支援係	876-1234

緊急時は迷わず 110番

施設内での
虐待相談は
浦添市役所へ

相談者の秘密は守られますので、安心してご相談ください。

高齢者虐待の早期発見チェックリスト



あなたの周りにいませんか？
それは虐待かもしれません！！

【高齢者の様子から】

- 不自然なケガや傷がある
- 水分や食事を十分にとれていない
- 急激に痩せてきている。
- 服がひどく汚れている、異臭がする。
- 自由にお金が使えていない。
- 「怖い、いやだ」「家に帰りたくない」など発言が聞かれる。
- 必要と思われる介護サービスの利用や病院受診が減った。

【養護者の様子から】

- 介護に疲れている。
- 無気力、投げやりである。
- 怒鳴る、しつこくと言って叩く。
- 必要な介護サービスを受けさせない。
- 高齢者の世話に対する不平・不満が多い
- 高齢者宅に人を入れたがらない。
- 保健、福祉の担当者と会うのを嫌うようになる。
- 日常生活に必要な金銭を渡さない。
- 年金や預貯金を本人の意思や利益に反して無断で使用する。

【高齢者虐待のサイン、引き金】虐待を予防するために

- ① 高齢者や家族の病気
心身の不調、高齢者の認知症の症状、養護者の認知症への正しい理解がない・・・
- ② 経済的困窮・人間関係
離職や転職によって経済的困難、高齢者と養護者の性格や人格、関係性・・・
- ③ 介護の長期化・介護疲れ
養護者の介護負担、長期化、孤立化・・・

あなたの身の回りに思い当たることがあれば、
お住まいの地域の包括支援センターまで気軽にご相談ください！

秘密は守ります。
責任が問われることはありません！

少し気になる人がいるけど・・・
の時点でも気軽に相談下さい！

入浴介助の時に見たあざが気
になる・・・

高齢者虐待防止法における虐待防止のための従事者の義務等

- ① 早期発見努力義務(第5条)
- ② 研修の実施(第20条)
- ③ 苦情対応体制の整備(第20条)
- ④ そのほかの養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための措置(第20条)
- ⑤ 通報義務(第21条)

※通報等による不利益取扱いの禁止

- ・通報を行うことは、守秘義務に妨げられない(第21条第6項)。
 - ・通報したことによる解雇その他不利益な扱いは禁止(第21条第7項)。
- ただし「虚偽(虐待の事実がないのに嘘の通報等を行う)」や「過失(一般の人から見て虐待があったと「思った」ことに合理性がない)」を除く。

虐待未然防止のために

- 虐待に至る前段階に、放置すると虐待に至る可能性のある原因が潜んでいる。

例) 事故に至る可能性がある危険なケア

利用者や家族が不快に感じる言葉遣いや会話

職員によって統一されていないケア

利用者や家族への説明や報告を怠り、誤解を生じさせる

虐待未然防止のために

- 隠れた原因を見逃し放置することで、不適切な行為(ケア)が助長し、虐待につながる。
- 不適切な行為(ケア)を減らす＝虐待の芽を摘む。

組織的な取り組みを行い、職員1人1人が必要な役割を果たす

虐待未然防止のために

● 個々の役割として

- ✓ 虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、予防・早期発見に努める
- ✓ 倫理観や権利擁護を常に意識する
- ✓ 誠実な施設・事業所の運営と支援の質の向上を目指す
- ✓ 職員同士の連携と風通しの良い支え合い
- ✓ 隠さない、嘘をつかない

通報することは「虐待した人を罰すること」ではありません。

「法人や施設に損害を与えること」でもありません。

あなたの声や気づきで救われる人がいます。

虐待未然防止のために

● 組織として

- ✓ 介護の基本(理念)がすべての職員に浸透していますか？
- ✓ 業務分担に偏りはありませんか？
- ✓ 職員のストレスマネジメントは行われていますか？
- ✓ 利用者の家族に話せないこと(隠し事)はないですか？
- ✓ 自分たちの都合を押し付けたケアを行っていませんか？
- ✓ チームアプローチとしてケアを行えていますか？
- ✓ 日々のケアの振り返りは組織的に行われていますか？

参考資料

①厚生労働省ホームページ

ホーム>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>介護・高齢者福祉>高齢者虐待防止>高齢者虐待防止に資する研修・検証資料等

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22750.html

②認知症介護情報ネットワークホームページ

ホーム>専門職向けトップ>学習支援情報>学習教材

<https://www.dcnet.gr.jp/support/study/#linksection01>

③公益財団法人東京都福祉保健財団ホームページ

ホーム>高齢者権利擁護推進事業>養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に役立つ資料等のリンク集

<https://www.fukushizaidan.jp/105kenriyogo/link/>

④沖縄県ホームページ

ホーム>健康・医療・福祉>高齢者福祉>高齢者虐待防止

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kodomo/korei/12618.html>